

患者のみなさまへ

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。

ただし、対象病院に対しての保険給付※1から一定額を差し引くこととしています。

※1 保険給付とは、保険者から病院に支払われる金額のことをいいます。

「特別の料金」

初診：5,500円（税込） → 7,700円（税込）

再診：2,750円（税込） → 3,300円（税込）